

議案第38号

新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年3月3日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和42年条例第27号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第1項の表及び同条第2項の表中「0.86」を「0.88」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の附則第5条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた新居浜市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第6条第3号に規定する傷病補償年金（以下「傷病補償年金」という。）及び同条第2号に規定する休業補償（以下「休業補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた

同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由の生じた休業補償については、なお従前の例による。

#### 提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、同一の事由により傷病補償年金又は休業補償と障害厚生年金等とが併給される場合の調整率を改定するため、本案を提出する。